

福井県公立学校学習者用コンピュータの共同調達  
共通仕様書（令和7年度 ChromeOS 調達分）

令和7年2月

福井県学校教育 DX 推進協議会  
（事務局 福井県教育庁教育政策課）

## 1 趣旨

福井県学校教育 DX 推進協議会に参加する敦賀市および小浜市（以下、「調達参加団体」という。）において、公立学校の学習者用コンピュータ等を調達するにあたり、専門の事業者の高度な知見を活かし、参加団体にとって最適な調達となるよう広く提案を求めるものである。

## 2 業務名

福井県公立学校学習者用コンピュータの共同調達（令和7年度 ChromeOS 調達分）  
（リースを予定している調達参加団体は、賃貸借物件の販売店の決定）

## 3 業務概要

以下の調達参加団体に指定数量の端末を納入すること。

調達参加団体…敦賀市、小浜市

ChromeOS 端末…調達台数 5, 156台（買取）、2, 458台（リース）

※調達数は見込み数量であり、各調達参加団体の令和7年度当初予算成立後に実際の調達数は確定するものとする。また、調達参加団体における実際の発注・契約を保証するものではない。採用された企画提案書を提出した者(以下、「契約先候補者」)は、各調達参加団体と個別に契約行為が発生する。

## 4 賃貸借期間

賃貸借期間は、5年間とする。開始時期については、【調達参加団体納品希望時期等】のとおりとする。なお、開始時期の変更がある場合は調達参加団体と協議の上、決定すること。

## 5 納入場所等

原則、各学校とするが、詳細な内容については、調達参加団体と契約先候補者との調達物品に係る契約において定めることとする。

## 6 納入期限

令和8年3月31日（火）まで。

（詳細は、原則、調達参加団体納品希望時期に従うものとする。）

## 7 導入にかかる概要および基本的条件

本仕様書について

- ・本仕様書の条件を遵守すること。
- ・納入予定機器は、新品の現行モデルであり、かつメーカー・型番を揃えること。契約時に新製品がリリースされた場合、調達参加団体と協議の上、納入物品を確定させること。また、納入する機器については、市販されている物とし、改造およびカスタマイズは不可とする。
- ・本業務を履行する上で必要となる全ての諸費用については、契約先候補者の負担とする。
- ・納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、使用開始日から60カ月の利用を想定することとし、サプライチェーン・リスクに考慮した機器を選定すること。
- ・機器の搬入設置撤去作業を行う場合、所定の位置に指定する期日までに行うとともに、機器の搬入には細心の注意を払うこと。児童生徒の安全に配慮し作業を行うこと。騒音など授業への影響が無いよう配慮すること。また、建物に破損が生じた場合、修理に要する費用は契約先候補者の負担とすること。

- ・機器等の梱包は契約先候補者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。  
また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、契約先候補者が持ち帰ることとし、契約先候補者の責任において適切に処分すること。
- ・キティングに必要な場所の確保や設備等は契約先候補者で準備し、費用も負担すること。
- ・納入完了後、各調達参加団体の担当者の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。
- ・契約先候補者は検収後1年以内において、納入物品の設計・製造等に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は契約先候補者が負担することとする。
- ・調達機器について、納品前の一時的な物品の保管については、適切に保管すること。
- ・機器等の初期不良について速やかに新品と交換すること。

#### 各調達参加団体との協議について

- ・契約先候補者は、調達業務の進め方、手法については、各調達参加団体と打ち合わせて実施すること。
- ・プロジェクトの実施計画書、スケジュール、体制図を作成し、各調達参加団体の承認を得ること。
- ・本資料添付の（別紙1）提出図書一覧を加味した上で、提案すること。
- ・契約先候補者は、業務の全部を再委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、各調達参加団体と相談し、必要な手続きを取ること。
- ・各調達参加団体と契約する際には、業務に必要な事項を協議の上、納品を行うこと。
- ・契約先候補者は、調達業務を実施するにあたり、各調達参加団体が定める規程、法令等を遵守すること。
- ・前記の項目に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、調達参加団体と契約先候補者で協議すること。また、本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。
- ・保守体制として各調達参加団体に対して端末修理交換のためのサポート窓口を設けること。

#### リース契約について

- ・リースを予定している調達参加団体に対しては、別途実施する賃貸借契約の受注者への物件販売業者及び仕様価格を決定するためのものであり、契約先候補者が賃貸借契約の受注者への物件販売業者となる。

## 8 契約の締結について

- ・学習者用コンピュータ(本体端末)について調達参加団体は、必ず契約先候補者から調達するが、その他のサービス等については、提案内容を踏まえ、調達参加団体が契約先候補者から調達するか判断する。
- ・以下の仕様詳細にもとづき、機器等を提案するとともに価格(税抜)を示すこと。

### 【仕様詳細】

〈本体端末〉

1—①学習者用コンピュータ 調達台数 7, 614台

OS	ChromeOS
CPU	Intel Celeron Processor N4500 と同等以上 ※Intel 社製に限定するものではない。
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	10～14 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802. 11 a/b/g/n/ac/ax 以上
周辺機器	ハードウェアキーボードおよびタッチペン ※本体付属のタッチペンが望ましい。本体付属のタッチペンがオプションの場合は、本体端末価格(税抜)と付属タッチペンの価格(税抜)を別々に提案すること 本体にタッチペンが付属していない場合は、2—①のタッチペンを必ず提案すること
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ (オートフォーカス機能を有していることが望ましい)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること
外部接続端子	USB3. 0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8 時間以上
重さ	1. 5kg 程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード込み)
電源アダプタ等	導入する端末に対応する電源アダプタおよびケーブルを添付すること
堅牢性	MIL-STD-810H に準拠していること
端末管理機能	以下の設定をネットワークを介して行うための端末管理機能を有していること ・ 端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・ 端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定(強制ロック、強制ワイプなど) ・ キットティング期間等に加え、児童生徒用端末として60か月利用することを前提とする。
その他	1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること

	<p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マルウェアから端末を保護する機能</li> <li>・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい）</li> </ul> <p>2 OS メーカー(端末の OS と異なるものでもよい)が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p> <p>3 文部科学省の「学習者用コンピュータ最低スペック基準」を満たすこと</p> <p>4 タッチペンが付属していない場合は、2—①の仕様のタッチペンを提案すること</p> <p>5 端末の形状は、コンバーチブル型とする。</p> <p>6 以下の内容を基本設定作業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末への最新 OS のインストール</li> <li>・タブレット端末へのアカウント設定</li> <li>・初期不良確認</li> <li>・Google Workspace 管理コンソールにて設定している各ポリシーの適用確認</li> <li>・端末に識別可能なラベル（テプラシール等）を貼付すること。ラベル貼付の可否、貼付場所、貼付個数および記載する情報等については、各調達参加団体と協議（本書下段参照）して貼付すること。</li> <li>・OS について運用開始から5年間は端末の自動更新が実施されること</li> <li>・Google の認定を受けた製品であること</li> </ul> <p>以下の作業については、キitting内容の業務範囲外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Google Workspace 管理コンソールの設定（Google GIGA License の設定含む）</li> <li>・運用開始後に教育委員会および各学校の都合で生じたタブレット端末及びアプリケーションの設定変更</li> </ul>
--	--

〈周辺機器〉

2—①タッチペン 調達本数 7, 614本

仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1—①の学習者用コンピュータに対応していること</li> <li>・導電性繊維のペンもしくは充電式のペンのいずれかを提案すること</li> </ul> <p>【導電性繊維の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字等の書き込みができること</li> </ul> <p>【充電式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペン先は約 1.0 mm程度の極細ペン先であること</li> <li>・パームリジェクション対応であること</li> <li>・ペンの長さは 11 cm以上であること</li> <li>・ペアリング不要であること</li> </ul>
----	---

〈ソフト〉

3—①管理ソフト(MDM) ライセンス数 7, 614台分

仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・MDM は Google 社の提供する Google GIGA License(GGL) を提案すること</li><li>・端末の稼働状況を把握できる機能について、ランニングコスト等の別途費用が必要な場合は提示すること</li></ul>
----	--

〈サービス等〉

・以下のサービスについては、可能であれば提案すること。(任意の提案とする)

4—①端末廃棄サービス 想定台数7, 876台

提案希望内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・故障端末を含む既存端末の廃棄方法について提案すること</li><li>・参加団体単位や学校単位など、回収可能な方法について提案すること</li><li>・端末の処分方法については、文科省発出の事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」に則り、以下を実現できる体制を提案すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 小型家電リサイクル法認定事業者による適正な処分が可能な体制</li><li>(2) 端末データ消去の証明書を提出できる体制</li><li>(3) データ消去証明書については最低限 NIST-SP800-88 の基準に則った体制</li></ul></li><li>・有償引き取りの場合は、価格(税抜)を提案すること</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約先候補者となった場合には、各調達参加団体の求めに応じて、データ消去、リユース、リサイクルまたは廃棄を適切に実施すること。以下に情報の提示例を示す。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) データ消去を行った機器のデータ消去証明書をもって証明する。</li><li>(2) リユース、リサイクルまたは廃棄を行った機器のリユース証明書、リサイクル証明書、廃棄証明書のいずれかをもって証明する。</li></ul></li></ul>

4—②バッテリー交換サービス

提案希望内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期利用におけるバッテリー劣化を想定したバッテリー交換サービスを価格(税抜)とともに提案すること</li></ul>
--------	---

〈キitting〉

5—①機器の設置・納品

下記のキittingサービスについて提案するとともに、各調達参加団体が求めている内容についても対応すること。

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・各調達参加団体への機器の設置や納入にかかる価格(税抜)について可能な限り提案すること</li><li>・納品体制や納品までの期間について提案すること(全部または一部の先行納品が可能な場合は、台数および時期を提案すること)</li><li>・調達参加団体の納品希望時期等について対応可能か提案すること</li><li>・納品場所について、調達参加団体ごとに1箇所、学校ごと、会議室等に並べて納品など、対応可能なケースを提案すること</li></ul>
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加団体ごとに指定するラベル貼付け等について、非対応、貼り付けて納品可能、ラベルのみ別途納品など、対応可能なケースを提案すること</li> <li>・そのほか、納品に関して上記以外に対応可能な事項があれば提案すること</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の設置・納品について、調達参加団体から依頼があった場合には可能な限り対応すること</li> </ul>

### 【敦賀市】

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品にあたり学校への来校日時、駐車場の確保、機器の搬入ルート等の調整を行うこと</li> <li>・端末に備品管理ラベル（備品番号・メーカー名・品名・品名詳細・購入日・補助金名称・整備課名等を記載）を貼り付けること</li> <li>・電源およびACケーブルについては既設のものを取り外した上で、充電保管庫内で配線を行うこと</li> <li>・MDMに納品した端末の登録を行うこと</li> <li>・調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるように設定すること（企業登録用のアカウントにより、同一自治体内の学習用端末と同様の設定を実施すること）</li> <li>・学校 Wi-Fi 環境への接続およびインターネット接続ができるか確認すること</li> <li>・機器の納品で出たダンボール等の廃材については回収廃棄を行うこと</li> <li>・端末リストを作成し、提供すること</li> <li>・年次更新マニュアル/接続マニュアル/端末の復旧マニュアルを作成すること</li> <li>・そのほか、敦賀市が指示する機器の設置・納品作業について可能な限り対応すること</li> </ul>
----	--

### 【小浜市】

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先候補者は、事業所等で開梱・管理シール貼付のハードキッティングと既存の GoogleWorkspace 管理コンソールへのログイン作業を実施すること（ログイン作業については、必要なエンロールアカウントを払い出すこと）</li> <li>・児童生徒がログインならびに学校 Wi-Fi 環境およびインターネット接続が利用可能な状態で指定箇所へ納品すること</li> <li>・キッティングは小浜市と協議のうえ、複数にグループ化すること</li> <li>・そのほか、小浜市が指示する機器の設置・納品作業について可能な限り対応すること</li> </ul>
----	---

### 【調達参加団体納品希望時期等】

参加団体名	調達台数	契約時期	納品時期	学校数	調達方法
1 敦賀市	5, 156	R7.6	R7.12	14	購入
2 小浜市	2, 458	R7.10	R8.3	11	リース
計	7, 614				

## 9 端末機器保証

- ・メーカー保証を1年間有しており1年間は引き取り修理サービスで送料がかからないこと。

## 10 追加提案

各提案者の高度な知見を活かし、各参加団体に資するサービスあれば、サービスの詳細な内容および価格(税抜)の提案を行うこと。

- (1) 無償サービスとして実施するもの。
- (2) 有償サービスとして実施するもの。

## 11 機密の保持

企画提案参加者は、各調達参加団体の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

企画提案参加者および業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩または他の目的に利用してはならない。また、本業務に関与した業務従事者が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。各参加団体と契約先候補者との契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。ただし、該当団体の承諾を得たときは、この限りではない。

## 12 著作権の帰属

成果品(契約の履行課程において得られた記録等を含む)に関し、著作権および意匠権等のすべての権利は、契約先候補者または第三者が従前から著作権等を有している場合を除き、各調達参加団体に帰属するものとする。契約先候補者は、各調達参加団体に著作権を譲渡し、または各調達参加団体に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

## 13 著作権の紛争

契約書、仕様書および本書に定める納品物に関し、第三者との間に著作権(ライセンスを含む)および意匠権等に係る権利侵害の紛争等(必要ライセンス数の不足の指摘を含む)が生じたときは、当該紛争の原因が各調達参加団体の責めに帰す場合を除き、契約先候補者の責任および負担において一切を処理するものとする。この場合、各調達参加団体は、当該紛争等の事実を知ったときは、契約先候補者に通知し、契約先候補者は、必要な範囲で訴訟上の防衛を各調達参加団体のために講じなければならない。

(別紙1) 提出図書一覧

契約先候補者は、納入時に以下の図書を電子データで提出できるようにすること。  
ただし、具体的内容については、各調達参加団体と協議の上作成すること。

区分	概要	提出先	
		自治体	各学校
取扱説明書	納入物品に添付される取扱説明書	1部	1部ずつ
ライセンス証書	ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面がある場合は提出すること。	1部	1部ずつ
納品物一覧表	以下の内容を一覧表で提出すること。 ・品名 ・型番 ・シリアル番号 ・MACアドレス ・附属品 ・納入物品の構成品、インストールしたソフトウェア	1部	1部ずつ
構成情報	納入物品の構成品(パソコンのCPU、メモリ等)、インストールしたソフトウェア等を記載した資料を作成すること。	1部	1部ずつ
修理依頼説明書	故障した際の修理依頼方法等を記載した説明書を作成すること。	1部	1部ずつ
基本設計書	納入物品やシステムの設計方針や仕様を詳細に記載した資料を作成すること。	1部	1部ずつ
パラメータシート	設定値や動作条件を一覧形式で記載した資料を作成すること。	1部	1部ずつ
試験仕様書兼成績書	機器やシステムの試験内容と結果を記録した資料を作成すること。	1部	1部ずつ
年次更新および設定変更説明資料	更新作業や設定変更手順を記載した資料を作成すること。	1部	1部ずつ